

保護者の皆様

島根県立情報科学高等学校
校長 鳥居 俊孝

感染症に罹患した場合等の出席の取り扱いについて（お知らせ）

新緑の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動にご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザ等の流行には毎年悩まされるところですが、そうした際に保護者の皆様から出席の取り扱いについてのご質問を受けることがよくあります。そこで、そのような混乱を避けるために、「出席停止となる主な感染症とその基準」をお示しいたします。

合わせて、昨年度より出席停止にする際の手続きも見直させていただいております。保護者の皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 出席停止となる主な感染症とその基準

感染症名等	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。（抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止）
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで）それ以降は抗結核薬による治療中であっても登校は可能。なお、潜在性結核感染症の治療は、出席停止に該当しない。
髄膜炎菌性髄膜炎	状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
感染症胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減したのち、全身状態の良いものは登校可能。ただし、回復者であっても排便後の始末、手洗いの励行は重要。

2. 出席停止にする際の手続きについて

① 上記に示したような感染症と診断された場合（疑いも含む）は、速やかに学校までご連絡ください。担任から「疾病罹患届」（裏面をご参照ください）をお渡しします。なお、「疾病罹患届」は本校 HP からダウンロードすることも可能です。

・上記以外でも出席停止の扱いとする場合がありますので、学校にご相談ください。

② 治癒後、「疾病罹患届」と、医師の「診断書」または「薬説明書」を、証明書類として担任までご提出ください。

・「薬説明書」は原本で発行日が分かるものに限りです。

③ 出席停止とする場合の諸手続きは、定期試験に限らず、通常の登校日にも必要となりますので、ご承知ください。

3. 定期試験の欠席に際しては、感染症であるかないかに関わらず、従前より「診断書」または「薬説明書」をご提出いただいておりますが、昨年度より「疾病罹患届」も必要としておりますので、ご理解ください。